

畑作物共済損害評価現地調査要領

(昭和54年7月11日54農経B第1446号)

改正 昭和55年 6 月20日55農経B第1595号
" 昭和56年 4 月28日56農経B第1209号
" 昭和57年 3 月18日57農経B第 482号
" 昭和58年 3 月31日58農経B第 720号
" 昭和61年 8 月29日61農経B第2775号
" 平成 元年 4 月21日 元 農経A第 409号
" 平成 5 年 7 月21日 5 農経B第1877号
" 平成 5 年11月 1 日 5 農経B第3036号
" 平成 7 年11月29日 7 農経B第3369号
" 平成12年10月23日12農経B第3234号
" 平成12年12月26日12農経B第4341号
" 平成14年 4 月 1 日13経 営第6961号
" 平成16年 5 月11日15経 営第7435号
" 平成19年 4 月 2 日18経 営第7828号
" 平成23年 9 月 1 日23経 営第1663号
" 平成24年10月 4 日24経 営第1454号
" 平成27年10月 1 日27経 営第1596号

目 次

第1章	目 的	1
第2章	農作物に係る畑作物共済の現地評価	1
第1	収穫量とする基準	1
第2	抜取調査筆数	2
第3	抜取調査筆の抽出	3
第4	抜取調査筆の刈取り又は掘取り及び調整	3
第5	連合会又は特定組合の抜取調査成績の取りまとめ	13
第6	半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆に被害粒等が異常に認められる場合 (いんげんにあっては、色流れ等の被害が発生した場合を除く。)の組合等の 損害評価	20
第7	いんげんに色流れ等の被害が発生した場合の組合等の損害評価	21
第8	種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる場合の組合等 の損害評価	23
第9	組合等の行う検見調査及び実測調査の指導基準	25
第3章	蚕繭に係る畑作物共済の現地評価	27
第1	収繭量とする繭の基準	27
第2	蚕児並びに桑葉の病害及び虫害	27
第3	桑葉の被害減収推定尺度	27
第4	箱当たり基準給桑量	34
第5	繭の実測又は検見による調査方法	36
別表1の(1)	連合会抜取調査の組合等別抜取調査筆数	38
別表1の(2)	特定組合抜取調査の評価地区別抜取調査筆数	39
別表2	ばれいしょの土砂引き率	40
別表3	ばれいしょの早掘り収量換算係数	41
書類様式等		42
〔参 考〕	畑作物共済抜取調査用乱数表	69

第1章 目 的

この要領は、畑作物共済損害認定準則（昭和54年3月30日農林水産省告示第547号。以下「準則」という。）及び畑作物共済損害評価要綱（昭和54年4月23日付け54農経B第1018号農林水産省経済局長通知。以下「損害評価要綱」という。）に基づき、農作物に係る畑作物共済について農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う抜取調査を実測の方法により実施する場合の調査（以下「連合会全筆抜取調査」という。）及び特定組合（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）が行う抜取調査を実測の方法により実施する場合の調査（以下「特定組合抜取調査」という。）の方法及びその取りまとめの方法等を定めるとともに、蚕繭に係る畑作物共済について特定組合以外の組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）、連合会及び特定組合が行う桑葉被害及び蚕児の被害の現地評価並びに収繭期における現地評価の基準事項を定めたものであり、畑作物共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

ただし、茶を共済目的とする畑作物共済に係る連合会全筆抜取調査及び特定組合抜取調査については、別に定めるものとする。

第2章 農作物に係る畑作物共済の現地評価

第1 収穫量とする基準

損害評価において収穫量とする農作物に係る収穫物の基準は、次のとおりとする。ただし、都道府県知事は、収穫実態、出荷実態等の相違により、この基準以外の基準により損害評価を行う必要があると認めるときは、あらかじめ相談の上、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に通知する。

1 ばれいしょ

(1) でん粉加工用

でん粉加工用として工場に出荷できる品位に該当し、1個当たりの重量が20グラム以上であること。

(2) 食品加工用

ポテトチップ、フレンチフライ等の食品加工用として工場に出荷できる品位に該当し、1個当たりの重量が20グラム以上であること。

(3) 種子用

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項の規定による検査に合格すること。

(4) でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途用（以下「食用」という。）

食用として市場等における取引に供し得る品位に該当し、1個当たりの重量が20グラム

以上であること。

2 大豆

(1) 乾燥子実で、かつ、黒大豆以外の品種

農産物規格規程（昭和26年農林省告示第133号）第1の7の(3)のハに規定する特定加工用大豆の品位以上であること。

(2) 乾燥子実で、かつ、黒大豆の品種

食用黒大豆として市場等に出荷できる品位に該当すること。

(3) 未成熟子実のうち食品加工用（以下「食品加工用えだまめ」という。）

食品加工用えだまめとして工場に出荷できる品位であること。

(4) 未成熟子実のうち食用（以下「食用えだまめ」という。）

食用えだまめとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

3 小豆

農産物規格規程第1の8の(3)のハに規定する3等の品位以上であること。

4 いんげん

農産物規格規程第1の9の(3)のハに規定する3等の品位以上であること。

5 てん菜及びさとうきび

製糖原料用として工場に出荷できる品位に該当すること。

6 そば

食用そばとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

7 スイートコーン

(1) 食品加工用

食品加工用スイートコーンとして工場に出荷できる品位に該当すること。

(2) 食品加工用以外の用途用（以下「食用スイートコーン」という。）

食用スイートコーンとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

8 たまねぎ

食用たまねぎとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

9 かぼちゃ

食用かぼちゃとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

10 ホップ

ビール醸造原料用として工場に出荷できる品位に該当すること。

第2 抜取調査筆数

連合会全筆抜取調査又は特定組合抜取調査を実施する筆（以下「抜取調査筆」という。）の数は、畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと、引受方式ごと（組合等が全筆調査の単位を半相殺方式及び一筆方式とした場合は、組合等と同様の単位ごと）に、連合会全筆抜取調査にあつては別表1の(1)、特定

組合抜取調査にあつては別表 1 の(2)のとおりとする。なお、被害状況、地域条件、肥培管理状況、品種、熟期等（以下「被害状況等」という。）により筆ごとの 10 アール当たり（以下「単当」という。）収量に大きな差異がある場合は、その状況に応じて抜取調査筆を増加すること。

第 3 抜取調査筆の抽出

抜取調査筆の抽出は、次により行う。

1 連合会

(1) 連合会は、組合等ごとに階層区分の基準及び階層ごとの抜取調査筆数を定める。各階層ごとの抜取調査筆数は、各階層ごとの全筆調査又は農家申告抜取調査（以下「全筆調査等」という。）の対象となった耕地数に応じて比例配分して定める。

ただし、各階層ごとの抜取調査筆数は、3 筆を下回ってはならない。

(2) 連合会は、あらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会全筆抜取調査の前日までに組合等の損害評価野帳を区分して整備するよう指示するものとする。

(3) 連合会は、(2)によって区分された各階層ごとの組合等の損害評価野帳の中から(1)によって定めた数の抜取調査筆を任意系統抽出法により抽出する。

2 特定組合

特定組合は、評価地区ごとに抜取調査筆数を定める。

なお、抜取調査を 2 回以上に分けて行う場合又は全筆調査等の結果に基づき、耕地を被害程度、災害の種類等により階層分けをして行う場合は、全筆調査等の対象となった耕地数に応じて抜取調査筆数を比例配分して定める。この場合、各回ごと又は各階層ごとに 5 筆以上を任意に抽出して行う。

第 4 抜取調査筆の刈取り又は掘り取り及び調整

抜取調査筆の刈取り又は掘り取り及び調整は、次の方法により行う。ただし、抜取調査筆の作柄が著しく不均等である場合には、作柄により抜取調査筆内を区分し、その区分ごとに次の方法により調査を行い、当該抜取調査筆の単当収量を算定するものとする。

抜取調査筆として抽出された筆が既に刈り取られ若しくは掘り取られている場合、面積が著しく小さい場合又は特殊栽培で利用面積の割合が小さな場合にあっては、当該抜取調査筆に代えて当該抜取調査筆に係る組合等の損害評価野帳の通し番号の次の番号に該当する筆又は現地での最寄りの全筆調査等の対象となった筆を抜取調査筆とするものとする。

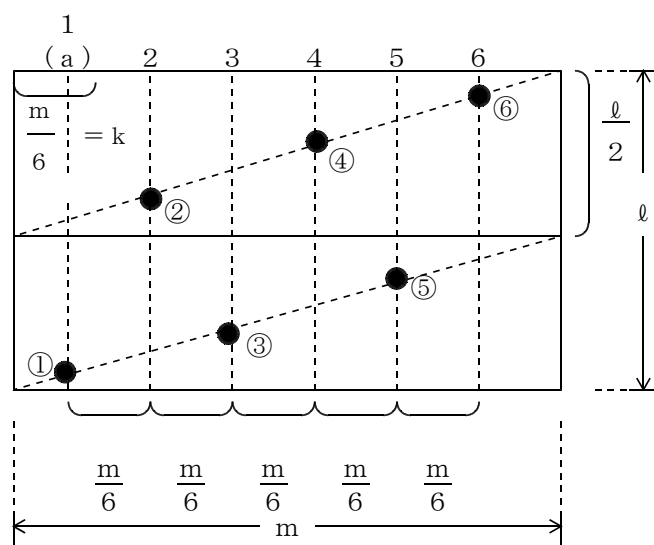
1 半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆

(1) 株まきの場合

ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

刈取り畦は、次図に示すように任意系統的に 6 畦を選定する。

次に筆を 2 区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取り畦との交点に最も近い株間の中央を刈取りの起点とする。



m : 全畦数

l : 筆の長さ

k : 刈取り畦の起点を選定する畦間

a : 刈取り畦の選定起点

$\frac{m}{6}$: 刈取り畦の間隔 ($\frac{m}{6}$ が整数でないときは、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とする。)

1 2 3 4 5 6 : 刈取り畦

①②③④⑤⑥ : 刈取りの起点

イ 刈取り箇所及び刈取り畦長の決定並びに刈取り

アの刈取り起点（以下「A点」という。）から同一方向に2メートル間畦長を測定して、その2メートルに位置する点（以下「B点」という。）を定め、B点に基づき、次により刈取り畦長を決定し、当該畦長内の株を刈り取るものとする。

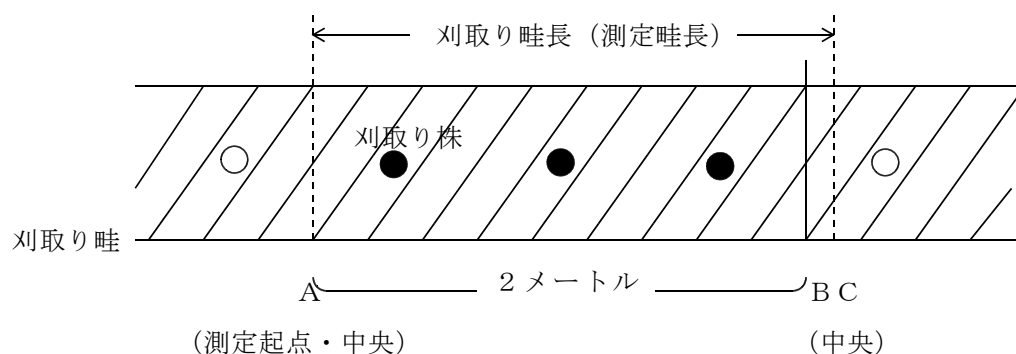
ただし、同一方向において刈取り畦長が不足するときは、A点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）するものとする。

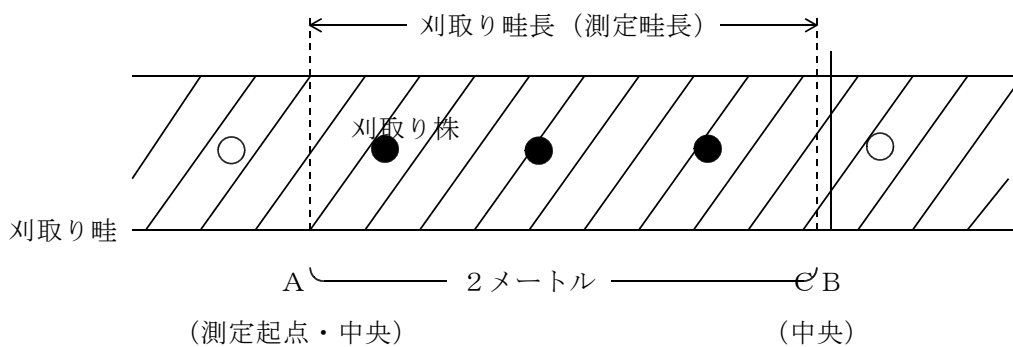
(ア) B点が株間の中央にある場合

A点からB点までの間の株を全部刈り取るものとする。刈取り畦長はそのAB間とする。

(イ) B点が株間の中央にない場合

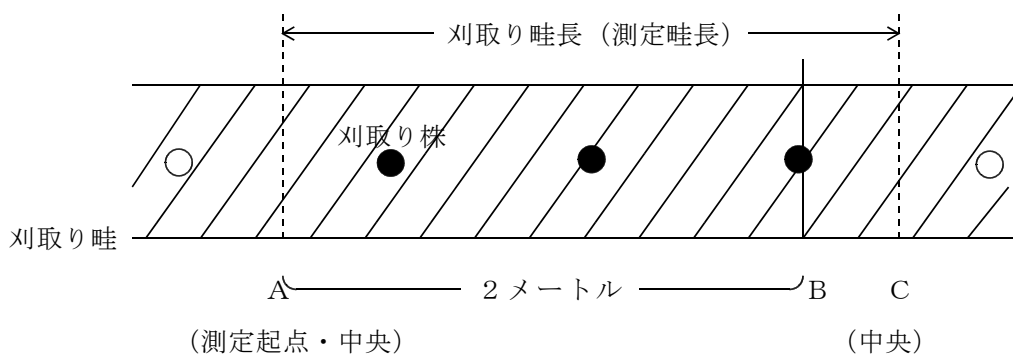
A点からB点までの間の株を全部刈り取るものとする。刈取り畦長は次図に示すようにAC間とし、そのC点はB点の前後の株間の中央とする。





(ウ) B点が株の上に落ちた場合

A点からB点の落ちた株までの全部を刈り取るものとする。刈取り畦長は、次図に示すようにAC間とし、C点はB点とその次の株との中央とする。



ウ 畦幅及び刈取り畦長の測定

(ア) 畦幅の測定

第1刈取り畦及び第4刈取り畦を起点として、それぞれ同一方向に6畦間の距離を測定し、当該筆の平均畦幅を算定する。6畦間の距離は、第1刈取り畦及び第4刈取り畦の中心からそれぞれ第6番目の畦の中心までの距離とする。

(イ) 刈取り畦長の測定

すべての刈取り箇所において、イで定めた刈取り畦長を測定し、当該筆の平均刈取り畦長を算定する。

エ さやのもぎ取り

刈取り後、現地でさやをもぎ取り、その重量（生さや重）をひょう量する。

オ ほ場乾燥中のいんげんに色流れ等の被害が発生した場合の標本抽出

ほ場乾燥中のいんげんに色流れ及び染付き（以下「色流れ等」という。）の被害が発生した場合には、ほ場乾燥中のものから1筆当たり30株を標準として平均的な試料が得られるよう実測調査株を任意抽出する。

カ 乾燥、脱粒及び調製

(ア) 半相殺大豆、小豆及び一筆大豆

- ① 生さやを十分乾燥した後、乾燥さや重をひょう量の上脱粒し、唐み等によりきょう雑物を除き、粗粒重をひょう量する。
- ② ①によりひょう量した粗粒を第1の2又は3の基準に該当するもの（以下「上粒」という。）とそれ以外のもの（以下「くず粒」という。）とに区分し、上粒重及びくず粒重をひょう量する。

ただし、共済事故により被害粒及び未熟粒（以下「被害粒等」という。）が異常に認められる場合は、農産物規格規程第1の7の(3)のハ又は第1の8の(3)のハに規定する規格外の品位以上の品位に適合するもの（以下「規格外粒」という。）以外のものをくず粒とし、規格外粒重及びくず粒重をひょう量した後、規格外粒のうち上粒に該当するものを区分して上粒重をひょう量する。

この場合、必要に応じ、均分器で均分して、約300グラムを抽出し、その抽出した試料により上粒重、規格外粒重及びくず粒重を求めて差し支えない。

なお、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下同じ。）第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に臨時特例で定められた品位（以下半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆において「特例品位」という。）が設けられた場合にあっては、規格外粒について、特例品位とそれ以外のものに分けて等級判定を行うものとする。

上粒と規格外粒とくず粒との判別については、必要に応じ、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）の指導を受けるものとする。

(イ) いんげん

- ① 粗粒重のひょう量を(ア)の①と同様の方法により行う。
- ② 上粒重、規格外粒重及びくず粒重のひょう量を(ア)の②と同様の方法により行う。

ただし、色流れ等の被害が発生している場合の上粒とする基準は、農産物規格規程第1の9の(3)のハに規定する規格外の品位以上であることとし、この基準に該当しないものをくず粒とする。上粒に区分されたものについては、同ハに規定する3等以上に該当するか又は規格外に該当するかを判定する（以下「等級判定」という。）。

なお、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合の等級判定は、3等以上に該当するか、特例品位に該当するか又は規格外に該当するかについて行うものとする。

この場合、地方農政局の指導を受けるものとする。

キ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000 (\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅 (cm)} \times \text{平均刈取り畦長 (cm)} \times 6}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(2) すじまきの場合

ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の選定は、(1)のアと同様の方法により行い、刈取り畦と対角線との交点を刈取りの起点とする。

イ 刈取り箇所の決定及び刈取り

アの刈取り起点から同一方向に2メートル間畦長を測定し、刈り取るものとする。

ウ 畦幅の測定

(1)のウの(ア)と同様の方法により行うものとする。

エ さやのもぎ取り、乾燥、脱粒及び調製

(1)のエ及びカと同様の方法により行うものとする。

オ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000 (\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅 (cm)} \times 1,200 (\text{cm})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(3) うね落しの場合

ア 刈取りは2メートル間畦長の2区4箇所刈りとし、刈取り畦の選定、筆の区分、区分ごとの対角線の設定、刈取り起点の選定、刈取り畦長及び畦幅の測定、刈取り、さやのもぎ取り並びに乾燥、脱粒及び調製については(1)に準じて行うものとする。

イ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000 (\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅 (cm)} \times \text{平均刈取り畦長 (cm)} \times 4}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(4) 支柱栽培で数株ごとに支柱を結束している場合

ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、(1)のアと同様の方法により行い、刈取り畦と対角線との交点を刈取りの起点とする。

イ 刈取り箇所の決定及び刈取り

アの刈取り起点から最も近い結束された支柱のすべてに係る株を刈り取るものとする。

ウ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、(1)のウの(ア)と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、刈取り箇所ごとに刈取りの起点から同一方向に向かって6株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、6株間の距離は、第1番目の株の中心から第6番目の株の中心までの距離とする。

エ さやのもぎ取り、ほ場乾燥中のいんげんに色流れ等の被害が発生した場合の標本抽出、乾燥、脱粒及び調製

(1)のエ、オ及びカと同様の方法により行うものとする。

オ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000 (\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅 (cm)} \times \text{平均株間 (cm)} \times \text{総刈取り株数 (株)}}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(5) その他の場合

(1)、(2)、(3)及び(4)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等（損害評価要綱第1章第9節第1の1の地方農政局統計部等をいう。以下同じ。）の指導を受けるものとする。

2 ばれいしょ

(1) 畦まきの場合

ア 掘取り箇所の選定及び掘取り

掘取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、1の(1)のアと同様の方法により行うものとする。

掘取りの起点は、先に選定した掘取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、掘取り株は、掘取り起点ごとに同一方向に向って5株とする。ただし、同一方向において掘取り株が不足するときは、掘取りの起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）して所要の株数を掘り取るものとする。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、掘取り株は欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、1の(1)のウの(ア)と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、掘取り箇所ごとに掘取りの起点から同一方向に向って6株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、6株間の距離は、第1番目の株の中心から第6番目の株

の中心までの距離とする。

ウ 掘取りいものひょう量

掘取り後、掘取り箇所、いもに付着している土砂等を取り除き、掘り取ったいもの重量（以下「いも重」という。）をひょう量し、次いで、第1の1の(1)、(2)、(3)又は(4)の基準に該当するもの（以下「上いも」という。）とそれ以外のもの（以下「くずいも」という。）とに区分し、上いも重及びくずいも重をひょう量する。

この場合、通常の収穫適期以前に掘り取られる早掘りばれいしょについては、その地域の早掘りばれいしょとして市場等において取引に供し得る規格に該当するものを上いもとする。

また、種子用のばれいしょが共済事故により第1の1の(3)の基準に該当しないこととなった場合は、でん粉加工用に向けられるものであるか、食品加工用に向けられるものであるか又は食用に向けられるものであるかを聴取り等により調査し、その重量を把握しておくものとする。

なお、共済事故以外の事由により種子用以外に向けられる場合は、種子用としての収穫があったものとして評価を行うものとする。

天候、土質等によってひょう量したばれいしょに、土砂が付着している場合には、別表2の「ばれいしょの土砂引き率」により、いも重を修正する。

エ 単当収量換算係数

掘取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000 (\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅 (cm)} \times \text{平均株間 (cm)} \times 30 (\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(2) 横がん木栽培の場合

ア がん木床を畦まきの場合の畦とみて、まず任意系統的にがん木床を4つ選定する。次に調査筆に対角線を引き、その対角線と先に選定したがん木床との交点が最も中央に近い条を掘取り条として選定し、その選定した条の株数を数え、当該条の株を全部掘り取るものとする。

イ がん木床幅の測定

がん木床幅の測定は、アにより選定したがん木床のうち第1及び第3のがん木床について行い、当該筆の平均がん木床幅を算定する。がん木床幅は、当該がん木床の両側の通路の中央との間の距離とする。

ウ 条幅の測定

条幅の測定は、1の(1)のウの(ア)に準じて行うものとし、アにおいて調査対象となったがん木床の掘取り条から同一方向に向って6条間の距離を測定し、当該筆の平均条幅を算定する。

エ 掘取りいものひょう量

(1)のウと同様の方法により行うものとする。

オ 単当収量換算係数

掘取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{\text{平均がん木床幅}(\text{cm}) \times \text{平均条幅}(\text{cm}) \times 4}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(3) その他の場合

(1)及び(2)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

3 スイートコーン

(1) 畦まきの場合

ア 刈取り箇所の選定及び刈取り

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、1の(1)のアと同様の方法により行うものとする。

刈取りの起点は、先に選定した刈取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、刈取り株は、刈取り起点ごとに同一方向に向って10株とする。ただし、同一方向において刈取り株が不足するときは、刈取りの起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）して所要の株数を刈り取るものとする。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、刈取り株は、欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、1の(1)のウの(ア)と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、刈取り箇所ごとに刈取りの起点から同一方向に向って11株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、11株間の距離は、第1番目の株の中心から第11番目の株の中心までの距離とする。

ウ 刈取りスイートコーンのひょう量

刈取り後、刈取り箇所で、刈り取ったスイートコーンの重量（以下「スイートコーン重」という。）をひょう量し、次いで、第1の6の(1)又は(2)の基準に該当するもの（以下「上スイートコーン」という。）とそれ以外のもの（以下「くずスイートコーン」という。）とに区分し、上スイートコーン重及びくずスイートコーン重をひょう量する。

エ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times 60(\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(2) その他の場合

(1)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

4 たまねぎ

(1) 畦まきの場合

ア 掘取り箇所を選定及び掘取り

掘取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、1の(1)のアと同様の方法により行うものとする。

掘取りの起点は、先に選定した掘取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、掘取り株は、掘取り起点ごとに同一方向に向って20株とする。ただし、同一方向において掘取り株が不足するときは、掘取りの起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）して所要の株数を掘り取るものとする。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、掘取り株は、欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、1の(1)のウの(ア)と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、掘取り箇所ごとに掘取りの起点から同一方向に向って21株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、21株間の距離は、第1番目の株の中心から第21番目の株の中心までの距離とする。

ウ 掘取りたまねぎのひょう量

掘取り後、掘取り箇所で、掘り取ったたまねぎの重量（以下「たまねぎ重」という。）をひょう量し、次いで、第1の7の基準に該当するもの（以下「上たまねぎ」という。）とそれ以外のもの（以下「くずたまねぎ」という。）とに区分し、上たまねぎ重及びくずたまねぎ重をひょう量するとともに、くずたまねぎのうち食品加工用に向けられるものの重量をひょう量する。

エ 単当収量換算係数

掘取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times 120(\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(2) その他の場合

(1)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

5 かぼちゃ

(1) 畦まきの場合

ア 刈取り箇所の選定及び刈取り

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、1の(1)のアと同様の方法により行うものとする。

刈取りの起点は、先に選定した刈取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、刈取り株は、刈取り起点ごとに同一方向に向って5株とする。ただし、同一方向において刈取り株が不足するときは、刈取りの起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）して所要の株数を刈り取るものとする。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、刈取り株は、欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、1の(1)のウの(ア)と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、刈取り箇所ごとに刈取りの起点から同一方向に向って6株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、6株間の距離は、第1番目の株の中心から第6番目の株の中心までの距離とする。

ウ 刈取りかぼちゃのひょう量

刈取り後、刈取り箇所で、刈り取ったかぼちゃの重量（以下「かぼちゃ重」という。）をひょう量し、次いで、第1の8の基準に該当するもの（以下「上かぼちゃ」という。）とそれ以外のもの（以下「くずかぼちゃ」という。）とに区分し、上かぼちゃ重及びくずかぼちゃ重をひょう量するとともに、くずかぼちゃのうち食品加工用に向けられるものの重量をひょう量する。

エ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times 30(\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(2) その他の場合

(1)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

第5 連合会又は特定組合の抜取調査成績の取りまとめ

連合会又は特定組合の抜取調査成績は、次の項目につき、抜取調査筆ごとに取りまとめるものとする。

1 半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆

(1) 半相殺大豆、小豆、いんげん（色流れ等の被害が発生していない場合）及び一筆大豆

調 査 項 目		説 明	
刈 取 り 乾 燥	①生 さ や 重 (g)	刈取り後、現地においてさやをもぎ取り、ひょう量する。	
	②乾 燥 さ や 重 (g)	生さやを十分乾燥した後、ひょう量する。	
	③乾 燥 歩 留 (%)	$\frac{②}{①} \times 100$	
調 製 及 び 単 当 収 量 の 決 定	唐 み 選 等	④粗 粒 重 (g)	脱粒し、きょう雑物を除き、ひょう量する。
		⑤規格外粒重 (g)	規格外粒重をひょう量する（被害粒等が異常に認められる場合に限る。）。
		⑥上 粒 重 (g)	上粒重をひょう量する。
		⑦く ず 粒 重 (g)	くず粒重をひょう量する。
	⑧唐 み 選 歩 留 (%)		$\frac{④}{②} \times 100$
	⑨等 級 判 定		農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として同規程に特例品位が設けられた場合にあっては、⑤の規格外粒について、特例品位とそれ以外のものに分けて等級判定を行う。
	⑩修正規格外粒重 (g)		⑤×規格外換算係数
	⑪修 正 上 粒 重 (g)		⑥又は⑩のいずれか多い方の数量
	⑫単 当 収 量 (kg)		⑪×単当収量換算係数

ア 規格外換算係数の設定

連合会又は特定組合は、都道府県と協議の上、規格外換算係数を次の方法により算定し、経営局長と協議するものとする（様式4号の1及び2に準ずる様式）。また、連合会は、規格外換算係数及びその係数を用いて組合員等別（一筆大豆にあっては耕地別）の共済減収量を算定する方法について、その組合員たる組合等を指導するものとする。

(ア) 規格外換算係数の調査地域として、大豆（半相殺大豆及び一筆大豆）、小豆又はいんげんの主要品目が栽培されており、かつ、農業協同組合等（以下「農協等」という。）集出荷資料が整備されている地域を5以上選定する。

この調査地域は以後固定するものとする。

(イ) 調査地域の最近3か年の農協等の集出荷資料（畑作物共済へ未加入の者の分を含む。）

に基づき様式4号の1に準ずる様式により調査し、次の算式により規格外換算係数を算定

する（様式４号の２に準ずる様式）。

$$\begin{array}{lcl} \text{等級別、年次} & & \text{〇年の等級別の農協等買入総金額（円）} \\ \text{別の単位当た} & = & \\ \text{り価格（円）} & & \text{〇年の等級別の農協等買入総数量（kg又は俵）} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{等級別の単位} & & \text{等級別、年次別の単位当たり価格の３か年合計（円）} \\ \text{当たり価格平} & = & \\ \text{均値（円）} & & \text{３（年）} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{規格外換算係数} & = & \frac{\text{規格外の単位当たり価格平均値（円）}}{\text{特定加工用大豆又は３等の単位当たり価格平均値（円）}} \end{array}$$

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、農産物検査法第１１条第１項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として同規程に特例品位が設けられた場合の規格外換算係数の算定については、調査地域の最近における３か年の農協等の集出荷資料（畑作物共済へ未加入の者の分を含む。）に基づき様式４号の１に準ずる様式により調査し、(イ)の算式に準じて、規格外粒のうち特例品位のものに対応する規格外換算係数及びそれ以外のものに対応する規格外換算係数を算定するものとする（様式４号の２に準ずる様式）。

(エ) 規格外換算係数は、通常、２年ごとに設定するものとする。

イ 被害粒等が異常に認められた耕地がある場合の連合会当初評価高又は特定組合当初評価高の報告

連合会又は特定組合は、損害評価要綱第１章第５節第２の３の(２)の連合会当初評価高又は損害評価要綱第１章第５節第２の２の(２)の特定組合当初評価高の報告に併せて次の事項を取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

(ア) 連合会にあってはその組合員たる組合等ごとに、特定組合にあっては評価地区ごとに、共済金支払対象組合員等（一筆大豆にあっては共済金支払対象耕地）のうち被害粒等が異常に認められた耕地があつた組合員等数（一筆大豆にあっては耕地数）及び当該組合員等の被害粒等が異常に認められた耕地の引受面積（一筆大豆にあっては当該耕地の引受面積）の合計。

(イ) 規格外換算係数を適用した連合会当初評価高又は特定組合当初評価高と適用しない連合会当初評価高（損害評価要綱様式第１３号の１及び第１４号の１）又は特定組合当初評価高（損害評価要綱様式第１３号の２及び第８号の１の(２)）。

(2) いんげん（色流れ等の被害が発生した場合）

調 査 項 目		説 明
刈 取 り 乾 燥	①生 さ や 重 (g)	刈取り後、現地においてさやをもぎ取り、ひょう量する。
	②乾 燥 さ や 重 (g)	生さやを十分乾燥した後、ひょう量する。
	③乾 燥 歩 留 (%)	$\frac{\text{②}}{\text{①}} \times 100$
調 製 及 び 単 当 収 量 の 決 定	唐 ④粗 粒 重 (g)	脱粒し、きょう雑物を除き、ひょう量する。
	み ⑤上 粒 重 (g)	上粒重をひょう量する。
	選 ⑥くず粒重 (g)	くず粒重をひょう量する。
	等 ⑦唐 み 選 歩 留 (%)	$\frac{\text{④}}{\text{⑤}} \times 100$
	⑧等 級 判 定	上粒につき等級判定（3等以上、特例品位、規格外の別の判定）を行う。
	⑨単 当 収 量 (kg)	⑤×単当収量換算係数
	⑩修正単当収量 (kg)	等級判定により特例品位又は規格外となった場合に算定する。 ⑨×等級別換算係数

ア 色流れ等の等級別換算係数の設定

連合会又は特定組合は、色流れ等の等級別換算係数を次の方法により算定し、都道府県と協議の上定め、経営局長に報告するものとする（様式4号の1及び2）。また、連合会は、等級別換算係数及びその係数を用いて組合員等別の共済減収量を算定する方法について、その組合員たる組合等を指導するものとする。

(ア) 等級別換算係数の調査地域として、いんげんの主要品種が栽培されており、かつ、農協等の集出荷資料が整備されている地域を5以上選定する。この調査地域は以降固定するものとする。

(イ) 品種ごとに、調査地域の最近3か年の農協等の集出荷資料（畑作物共済へ未加入の者の分を含む。）に基づき様式4号の1により調査し、次の算式により等級別換算係数を算定する（様式4号の2）。

$$\begin{aligned}
 &\text{等級別、年次別の単位当たり価格 (円)} = \frac{\text{〇年の等級別の農協等買入総金額 (円)}}{\text{〇年の等級別の農協等買入総数量 (kg又は俵)}} \\
 &\text{等級別の単位当たり価格平均値 (円)} = \frac{\text{等級別、年次別の単位当たり価格の3か年合計 (円)}}{3 \text{ (年)}} \\
 &\text{等級別換算係数} = \frac{\text{特例品位又は規格外の単位当たり価格平均値 (円)}}{3 \text{ 等の単位当たり価格平均値 (円)}}
 \end{aligned}$$

(ウ) 等級別換算係数は、通常、2年ごとに設定するものとする。

イ 色流れ等の被害に係る組合等の単当修正量の算定

色流れ等の被害に係る組合等の単当修正量は、損害評価要綱第2章第3節第2の1に定める方法により算定するが、この算定に用いる抜取調査筆の単当収量は、次の算式により修正したものを用いる。

$$\begin{array}{ccccc} \text{抜取調査筆の単当} & & \text{当該抜取調査} & & \text{当該抜取調査筆に係} \\ \text{収量 (修正値)} & = & \text{筆の単当収量} & \times & \text{る等級別換算係数} \end{array}$$

ウ 色流れ等の被害がある場合の連合会当初評価高又は特定組合当初評価高の報告

連合会又は特定組合は、損害評価要綱第1章第5節第2の3の(2)の連合会当初評価高又は損害評価要綱第1章第5節第2の2の(2)の特定組合当初評価高の報告に併せて次の事項を取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

- (ア) 連合会にあつてはその組合員たる組合等ごとに、特定組合にあつては評価地区ごとに、共済金支払対象組合員等のうち色流れ等の被害のあつた組合員等数、当該組合員等の色流れ等の被害のあつた耕地の引受面積の合計及び当該色流れ等の被害のあつた耕地に適用された等級別換算係数の平均値（等級別換算係数が適用された耕地の引受面積を重みとする平均値）
- (イ) 連合会にあつては抜取調査筆ごとの、連合会全筆抜取調査において適用された等級別換算係数と全筆調査において適用された等級別換算係数及びその組合等ごとの平均値
- (ウ) 特定組合にあつては抜取調査筆ごとの、特定組合抜取調査において適用された等級別換算係数と全筆調査において適用された等級別換算係数及び評価地区ごとの平均値
- (エ) 等級別換算係数を適用した連合会当初評価高又は特定組合当初評価高と適用しない連合会当初評価高（損害評価要綱様式第13号の1及び第14号の1）又は特定組合当初評価高（損害評価要綱様式第13号の2及び第8号の1の(2)）

2 ばれいしょ

(1) でん粉加工用、食品加工用及び食用

調 査 項 目			説 明
掘 取単 り当 及収 び量 の 決 定	①い も 重 (g)		掘取り後、掘取り箇所ではひょう量する。
	②上 い も 重 (g)		上いもをひょう量する。
	③く ず い も 重 (g)		くずいもをひょう量する。
	④土 砂 引 き 率 (%)		土砂の付着程度に応じて別表2により決定する。
	単 当 収 量 (kg)	⑤でん粉加工用 (kg)	(②－②×④) × 単当収量換算係数
		⑥食 品 加 工 用 (kg)	(②－②×④) × 単当収量換算係数
		食 ⑦普通掘り (kg)	(②－②×④) × 単当収量換算係数
		用 ⑧早 掘 り (kg)	(②－②×④) × 別表3の早掘り収量換算係数 × 単当収量換算係数

(2) 種子用

調 査 項 目		説 明
掘 取 り 及 び 単 当 収 量 の 決 定	①い も 重 (g)	掘取り後、掘取り箇所ではひょう量する。
	②上 い も 重 (g)	上いもをひょう量する（共済事故以外の原因により種子用以外に向けられるいも重を含む。）。
	③く ず い も 重 (g)	くずいもをひょう量する。
	④でん粉加工用に向けられるいも重 (g)	でん粉加工用に向けられるいもをひょう量する。
	⑤食品加工用に向けられるいも重 (g)	食品加工用に向けられるいもをひょう量する。
	⑥食用に向けられるいも重 (g)	食用に向けられるいもをひょう量する。
	⑦土 砂 引 き 率 (%)	土砂の付着程度に応じて別表2により決定する。
	⑧単 当 収 量 (kg)	$\{ (② + ④ \times \text{種子換算係数} + ⑤ \times \text{種子換算係数} + ⑥ \times \text{種子換算係数}) - (② + ④ \times \text{種子換算係数} + ⑤ \times \text{種子換算係数} + ⑥ \times \text{種子換算係数}) \times ⑦ \} \times \text{単当収量換算係数}$

ア 種子換算係数の設定

種子換算係数は、連合会又は特定組合が、毎年、次の方法により設定する。また、連合会は、種子換算係数及びその係数を用いて組合員等別の共済減収量を算定する方法について、その組合員たる組合等を指導するものとする。

でん粉加工用に向けられるものに適用する種子換算係数 (法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定める地域（以下「地域」という。）ごとに算定する。)	=	農林水産大臣が、法第120条の14第2項の規定に基づき当該地域のでん粉加工用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額
食品加工用に向けられるものに適用する種子換算係数 (地域ごとに算定する。)	=	農林水産大臣が、法第120条の14第2項の規定に基づき当該地域の食品加工用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額
食用に向けられるものに適用する種子換算係数 (地域ごとに算定する。)	=	農林水産大臣が、法第120条の14第2項の規定に基づき当該地域の食用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額
	=	農林水産大臣が、法第120条の14第2項の規定に基づき当該地域の種子用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額

種子換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

イ 種子換算係数を適用する組合等の単当修正量の算定

種子換算係数を適用する組合等の単当修正量は、損害評価要綱第2章第3節第2の1に定める方法により算定するが、この算定に用いる抜取調査筆の単当収量は、次の算式により修正したものを用いる。

$$\begin{aligned} \text{抜取調査筆の単当収量（修正値）} = & \text{当該抜取調査筆の種子用に向けられるものの単当収量} \\ & + \text{当該抜取調査筆のでん粉加工用に向けられるものの} \\ & \text{単当収量} \times \text{でん粉加工用に向けられるものに適用する} \\ & \text{種子換算係数} + \text{当該抜取調査筆の食品加工用に向け} \\ & \text{られるものの単当収量} \times \text{食品加工用に向けられるものに} \\ & \text{適用する種子換算係数} + \text{当該抜取調査筆の食用に向け} \\ & \text{られるものの単当収量} \times \text{食用に向けられるものに適用} \\ & \text{する種子換算係数} \end{aligned}$$

ウ 種子換算係数を適用した場合の連合会当初評価高又は特定組合当初評価高の報告

連合会又は特定組合は損害評価要綱第1章第5節第2の3の(2)の連合会当初評価高又は損害評価要綱第1章第5節第2の2の(2)の特定組合当初評価高の報告に併せて次の事項を取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

- (ア) 連合会にあっては組合等ごとに、特定組合にあっては評価地区ごとに、共済金支払対象組合員等のうち種子換算係数が適用された組合員等数、当該組合員等の種子換算係数が適用された被害耕地の引受面積の合計及び当該耕地に適用された種子換算係数の平均値（種子換算係数が適用された耕地の引受面積を重みとする平均値）
- (イ) 連合会にあっては抜取調査筆ごとの、連合会全筆抜取調査において適用された種子換算係数と全筆調査等において適用された種子換算係数及びその組合等ごとの平均値
- (ウ) 特定組合にあっては抜取調査筆ごとの、特定組合抜取調査において適用された種子換算係数と全筆調査において適用された種子換算係数及び評価地区ごとの平均値
- (エ) 種子換算係数を適用した連合会当初評価高又は特定組合当初評価高の報告と適用しない連合会当初評価高（損害評価要綱様式第13号の1及び第14号の1）又は特定組合当初評価高（損害評価要綱様式第13号の2及び第8号の1の(2)）

3 スイートコーン

調 査 項 目			説 明
刈 取 単 当 及 収 び 量 の 決 定	①ス イ ー ト コ ー ン 重 (g)		刈取り後、刈取り箇所でひょう量する。
	②上スイートコーン重 (g)		上スイートコーンをひょう量する。
	③くずスイートコーン重 (g)		くずスイートコーンをひょう量する。
	単 当 収 量 (kg)	④食 品 加 工 用	②×単当収量換算係数
		⑤食 用	②×単当収量換算係数

4 たまねぎ

調 査 項 目		説 明
掘 取 り 収 及 量 び の 単 決 定	①た ま ね ぎ 重 (g)	掘取り後、掘取り箇所ではひょう量する。
	②上 た ま ね ぎ 重 (g)	上たまねぎをひょう量する。
	③く ず た ま ね ぎ 重 (g)	くずたまねぎをひょう量する。
	④③のうち食品加工用に向けられるたまねぎ重 (g)	食品加工用に向けられるたまねぎをひょう量する。
	⑤単 当 収 量 (kg)	(② + (④ × 食用換算係数)) × 単当収量換算係数

(1) 食用換算係数の設定

連合会又は特定組合は、食用換算係数を次の方法により算定し、都道府県と協議の上定め、経営局長に報告するものとする（様式4号の3及び4）。また、連合会は、食用換算係数及びその係数を用いて組合員等別の共済減収量を算定する方法について、その組合員たる組合等を指導するものとする。

ア 食用換算係数の調査地域として、たまねぎの主要品目が栽培されており、かつ、農協等の集出荷資料が整備されている地域を5以上選定する。この調査地域は以後固定するものとする。

イ 最近3か年の農協等の集出荷資料（畑作物共済へ未加入の者の分を含む。）に基づき様式4号の3により調査し、次の算式により食用換算係数を算定する（様式4号の4）。

$$\begin{aligned}
 & \text{食品加工用又は食用の別、年次別の単位当たり価格 (円)} = \frac{\text{〇年の食品加工用又は食用の別の農協等買入総金額 (円)}}{\text{〇年の食品加工用又は食用の別の農協等買入総数量 (kg)}} \\
 & \text{食品加工用又は食用の単位当たり価格平均値} = \frac{\text{年次別の単位当たり価格の3か年合計 (円)}}{3 \text{ (年)}} \\
 & \text{食用換算係数} = \frac{\text{食品加工用たまねぎの単位当たり価格平均値 (円)}}{\text{食用たまねぎの単位当たり価格平均値 (円)}}
 \end{aligned}$$

ウ 食用換算係数は、通常、2年ごとに設定するものとする。

(2) 食用換算係数を適用する組合等の単当修正量の算定

食用換算係数を適用する組合等の単当修正量は、損害評価要綱第2章第3節第2の1に定める方法により算定するが、この算定に用いる抜取調査筆の単当収量は、次の算定により修正したものをを用いる。

$$\begin{aligned}
 \text{抜取調査筆の単当収量 (修正値)} = & \text{当該抜取調査筆の食用に向けられるものの単当収量} + \\
 & \text{当該抜取調査筆の食品加工用に向けられるものの単当収量} \\
 & \times \text{食用換算係数}
 \end{aligned}$$

(3) 食用換算係数を適用した場合の連合会当初評価高又は特定組合当初評価高の報告

連合会又は特定組合は損害評価要綱第1章第5節第2の3の(2)の連合会当初評価高又は同第2の2の(2)の特定組合当初評価高の報告に併せて次の事項を取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

(ア) 連合会にあつては組合等ごとに、特定組合にあつては評価地区ごとに、共済金支払対象組合員等のうち食用換算係数が適用された組合員等数、当該組合員等の食用換算係数が適用された被害耕地の引受面積の合計。

(イ) 食用換算係数を適用した連合会当初評価高又は特定組合当初評価高の報告と適用しない連合会当初評価高（損害評価要綱様式第13号の1及び第14号の1）又は特定組合当初評価高（損害評価要綱様式第13号の2及び第8号の1の(2)）。

5 かぼちゃ

調 査 項 目		説 明
刈 取 り 収 及 量 の 単 決 定	①か ぼ ち ゃ 重 (g)	刈取り後、刈取り箇所ではひょう量する。
	②上 か ぼ ち ゃ 重 (g)	上かぼちゃをひょう量する。
	③く ず か ぼ ち ゃ 重 (g)	くずかぼちゃをひょう量する。
	④③のうち食品加工用に向けられるかぼちゃ重	食品加工用に向けられるかぼちゃをひょう量する。
	⑤単 当 収 量 (kg)	(② + (④ × 食用換算係数)) × 単当収量換算係数

4の(1)～(3)に準ずる。

第6 半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆に被害粒等が異常に認められる場合（いんげんにあつては、色流れ等の被害が発生した場合を除く。）の組合等の損害評価

半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆に共済事故により被害粒等が異常に認められる場合（いんげんにあつては、色流れ等の被害が発生した場合を除く。以下第6において同じ。）における都道府県及び連合会が指導する組合等が行う損害評価の方法並びに都道府県が指導する特定組合が行う損害評価の方法は次のとおりとする。

1 被害の通知

- (1) 組合等は、組合員等に対し、共済事故により被害粒等が異常に認められるときは、損害評価要綱第1章第5節第1の1又は第2の1に定めるところにより被害の通知をさせるものとする。
- (2) 組合等は、組合員等から被害の通知のあったときは、特定組合以外の組合等にあつては連合会に対し損害評価要綱第1章第5節第1の2又は第2の2に定めるところにより、特定組合にあつては経営局長に対し損害評価要綱第1章第5節第1の3又は第2の2に定めるところにより被害の通知をするものとする。

2 現地評価

- (1) 組合等は、被害の通知があった組合員等の被害耕地ごとに、損害評価要綱第2章第2節第2

の1に定めるところにより現地評価を実施し、農産物規格規程に規定する規格外の品位以上の単当収量（以下「規格外単当収量」という。）及び3等（大豆にあっては、特定加工用大豆）の品位以上のものの単当収量（以下「当初単当収量」という。）を把握する。

なお、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合にあっては、規格外単当収量を把握するとともに、検見により規格外粒を特例品位に該当するもの又はそれ以外のものに区分して等級判定を行うものとする。この場合、損害評価野帳に耕地ごとの等級判定の結果を記録しておくものとする。

- (2) 組合等は、規格外単当収量に規格外換算係数を乗じて得た数量と当初単当収量とを比較し、いずれか多い方の数量をもって当該耕地の単当収量とする。

なお、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合の規格外換算係数の適用については、等級判定結果に基づき規格外単当収量に当該等級に対応する規格外換算係数を乗じて得た数量と当初単当収量を比較し、いずれか多い方の数量をもって当該耕地の単当収量とする。

3 損害評価高の取りまとめ

組合等は、次により共済減収量を算定するものとする。

(1) 当初共済減収量の算定

当初単当収量を用いて、損害評価要綱第2章第3節第1の1の(1)又は(3)に定める方法により、当初共済減収量を算定する。

(2) 共済減収量の算定

損害評価要綱第2章第3節第1の1の(1)又は(3)に定めるところにより、共済減収量を算定する。

4 組合等の当初評価高の報告

- (1) 特定組合以外の組合等にあっては、組合等当初評価高の報告に併せて次の事項を取りまとめ、連合会に報告するものとする。

① 共済金支払対象組合員等（一筆大豆にあっては共済金支払対象耕地）のうち被害粒等が異常に認められた耕地があった組合員等数（一筆大豆にあっては耕地数）、当該組合員等の被害粒等が異常に認められた耕地の引受面積の合計（一筆大豆にあっては当該耕地の引受面積）及び被害粒等が異常に認められた耕地があった組合員等（一筆大豆にあっては耕地）に係る当初共済減収量の組合等合計と共済減収量の組合等合計

② 規格外換算係数を適用した組合等当初評価高と適用しない組合等当初評価高（損害評価要綱様式第7号及び第8号の1の(1)）

- (2) 特定組合にあっては、特定組合当初評価高の報告を第5の1の(1)のイにより行うものとする。

第7 いんげんに色流れ等の被害が発生した場合の組合等の損害評価

いんげんに色流れ等の被害が発生した場合における都道府県及び連合会が指導する組合等が行う損害評価の方法並びに都道府県が指導する特定組合が行う損害評価の方法は、次のとおりとする。

1 被害の通知

- (1) 組合等は、組合員等に対し、色流れ等の被害を受けた耕地のいんげんが農産物規格規程第1の9の(3)のハに規定する3等の品位以上に該当しないと認められるときは、損害評価要綱第1章第5節第1の1又は第2の1に定めるところにより被害の通知をさせるものとする。
- (2) 組合等は、組合員等から被害の通知のあったときは、特定組合以外の組合等にあつては連合会に対し損害評価要綱第1章第5節第1の2又は第2の2に定めるところにより、特定組合にあつては経営局長に対し損害評価要綱第1章第5節第1の3又は第2の2に定めるところにより被害の通知をするものとする。

2 現地評価

組合等は、被害の通知があった組合員等の被害耕地ごとに、損害評価要綱第2章第2節第2の1に定めるところにより現地評価を実施し、農産物規格規程第1の9の(3)のハに規定する規格外の品位以上の単当収量（以下「当初単当収量」という。）を把握するとともに、検見により等級判定を行う。なお、この場合、損害評価野帳に耕地ごとの等級判定の結果を記録しておくものとする。

3 損害評価高の取りまとめ

組合等は、次により共済減収量を算定するものとする。

(1) 当初共済減収量の算定

当初単当収量を用いて、損害評価要綱第2章第3節第1の1の(1)又は(3)に定める方法により、当初共済減収量を算定する。

(2) 共済減収量の算定

損害評価要綱第2章第3節第1の1の(1)又は(3)に定めるところにより、次の算式により修正した単当収量を用いて共済減収量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{全筆調査筆の単当収量（修正値）} &= \text{当該全筆調査筆の当初単当収量} \\ &\quad \times \text{当該全筆調査筆に係る等級別換算係数} \end{aligned}$$

4 組合等の当初評価高の報告

- (1) 特定組合以外の組合等にあつては、組合等当初評価高の報告に併せて次の事項を取りまとめ、連合会に報告するものとする。
 - ① 共済金支払対象組合員等のうち色流れ等の被害のあった組合員等数、当該組合員等の色流れ等の被害があった耕地の引受面積の合計、色流れ等の被害があった耕地に適用された等級別換算係数の平均値（等級別換算係数が適用された耕地の引受面積を重みとする平均値）及び色流れ等の被害があった組合員等に係る当初共済減収量の組合等合計と共済減収量の組合等合計

- ② 等級別換算係数を適用した組合等当初評価高と適用しない組合等当初評価高（損害評価要綱様式第7号及び第8号の1の(1)）
- (2) 特定組合にあっては、特定組合当初評価高の報告を第5の1の(2)のウにより行うものとする。

第8 種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる場合の組合等の損害評価

種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる場合における都道府県及び連合会が指導する組合等が行う損害評価の方法並びに都道府県が指導する特定組合が行う損害評価の方法は次のとおりとする。

1 被害の通知

- (1) 組合等は、組合員等に対し、種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる被害を受けたと認められるときは、損害評価要綱第1章第5節第1の1又は第2の1に定めるところにより被害の通知をさせるものとする。
- (2) 組合等は、組合員等から被害の通知のあったときは、特定組合以外の組合等にあっては連合会に対し損害評価要綱第1章第5節第1の2又は第2の2に定めるところにより、特定組合にあっては経営局長に対し損害評価要綱第1章第5節第1の3又は第2の2に定めるところにより被害の通知をするものとする。

2 現地評価

組合等は、被害の通知があった組合員等ごとに、損害評価要綱第2章第2節第2の1に定めるところにより現地評価を実施し、種子用（共済事故以外の原因により種子用以外に向けられるものを含む。）、でん粉加工用、食品加工用、食用の別に、その単当収量（以下「当初単当収量」という。）又は出荷数量等（以下「当初出荷数量等」という。）を把握する。

3 損害評価高の取りまとめ

組合等は、次により共済減収量を算定するものとする。

(1) 当初共済減収量の算定

ア 検見又は実測の方法により現地評価をした場合

損害評価要綱第2章第3節第1の1の(2)のイに定めるところにより、次の算式により算出した当初単当収量を用いて、当初共済減収量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{当初単当収量} = & \text{当該耕地の種子用に向けられるものの当初単当収量} + \text{当該耕地のでん粉} \\ & \text{加工用に向けられるものの当初単当収量} + \text{当該耕地の食品加工用に向け} \\ & \text{られるものの当初単当収量} + \text{当該耕地の食用に向けられるものの当初単} \\ & \text{当収量} \end{aligned}$$

イ 出荷数量等調査により現地評価をした場合

損害評価要綱第2章第3節第1の1の(2)のアに定めるところにより、次の算式により算出した当初出荷数量等を用いて、当初共済減収量を算定する。

$$\text{当初出荷数量等} = \text{当該組合員等の種子用に向けられるものの当初出荷数量等} + \text{当該組合}$$

員等のでん粉加工用に向けられるものの当初出荷数量＋当該組合員等の食品加工用に向けられるものの当初出荷数量等＋当該組合員等の食用に向けられるものの当初出荷数量等

(2) 共済減収量の算定

ア 検見又は実測の方法により現地評価をした場合

損害評価要綱第2章第3節第1の1の(2)のイに定めるところにより次の算式により修正した単当収量を用いて共済減収量を算定する。

全筆調査（耕地ごと）等の単当収量（修正値）＝ 当該全筆調査等筆の種子用に向けられるものの当初単当収量＋当該全筆調査等筆のでん粉加工用に向けられるものの当初単当収量×でん粉加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該全筆調査等筆の食品加工用に向けられるものの当初単当収量×食品加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該全筆調査等筆の食用に向けられるものの当初単当収量×食用に向けられるものに適用する種子換算係数

イ 出荷数量等の調査により現地評価をした場合

損害評価要綱第2章第3節第1の1の(2)のアに定めるところにより、次の算式により修正した出荷数量等を用いて共済減収量を算定する。

組合員等の出荷数量等（修正値）＝ 当該組合員等の種子用に向けられるものの当初出荷数量等＋当該組合員等のでん粉加工用に向けられるものの当初出荷数量等×でん粉加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該組合員等の食品加工用に向けられるものの当初出荷数量等×食品加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該組合員等の食用に向けられるものの当初出荷数量等×食用に向けられるものに適用する種子換算係数

4 組合等の当初評価高の報告

(1) 特定組合以外の組合等にあつては、組合等当初評価高に併せて次の事項を取りまとめ、連合会に報告するものとする。

① 共済金支払対象組合員等のうち共済事故により種子用以外の用途に向けられる被害のあった組合員等数、当該組合員等の種子用以外の用途に向けられた耕地の引受面積の合計、共済事故により種子用以外の用途に向けられる被害があった耕地に適用された種子換算係数の平均値（種子換算係数が適用された耕地の種子用、でん粉加工用、食品加工用、食用の別の収量を重みとする平均値とする。）及び共済事故により種子用以外の用途に向けられる被害があった組合員等に係る当初共済減収量の組合等合計と共済減収量の組合等合計

② 種子換算係数を適用した組合等当初評価高と適用しない組合等当初評価高（損害評価要綱

様式第7号及び第8号の1の(1))

- (2) 特定組合にあっては、特定組合当初評価高の報告を第5の2の(2)のウにより行うものとする。

第9 組合等の行う検見調査及び実測調査の指導基準

損害評価要綱第2章第2節第2の1の(1)のイに基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の検見調査及び実測調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合の検見調査及び実測調査の方法は、次の事項を基準として定めるものとする。ただし、半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆の検見調査において、次に示す基準以外の方法により耕地ごとの単当収量を適正に把握することができる場合は、その方法により行っても差し支えない。

1 検見調査の方法

- (1) 耕地ごとの検見標本株数は、5株を標準とし、栽培面積、被害状況等に応じて標本株数を増加する。

- (2) 検見標本株は、生育又は被害状況の中庸なものから抽出する。

ただし、生育又は被害の状況等に著しい差異がある場合には、当該耕地を区分し、その区分ごとに検見標本株を抽出する。この場合、区分ごとの検見標本件数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとの生育又は被害状況の中庸なものから抽出する。

- (3) 半相殺大豆、小豆、いんげん及び一筆大豆の検見調査は、さや数及びさや内の穀実の収量を検見する。

ばれいしょの検見調査は、掘取りを行い、個数及びいも重を検見又はひょう量する。

スイートコーンの検見調査は、刈取りを行い、個数及びスイートコーン重を検見又はひょう量する。

たまねぎの検見調査は、掘取りを行い、個数及びたまねぎ重を検見又はひょう量する。

かぼちゃの検見調査は、刈取りを行い、個数及びかぼちゃ重を検見又はひょう量する。

- (4) (3)の検見調査結果から当該耕地の1株当たりの平均収量を推定し、当該耕地の単当収量を把握する。

いんげんについて、色流れ等の被害がある場合は、耕地ごとに等級判定の検見を行う。なお、等級判定の検見に当たっては、等級別の限界標準品等を用いて評価眼の統一を図るものとする。

種子用ばれいしょで、共済事故によりでん粉加工用、食品加工用又は食用に向けられるものがある場合は、その別の収量を把握する。

- (5) 食用に向けられるばれいしょについて早掘りを行う場合にあっては、現地調査時から通常の収穫適期までの日数に応じて別表3の早掘り収量換算係数を使用して単当収量の補正を行うものとする。

- (6) 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

2 実測調査の方法

- (1) 耕地ごとの実測標本株数は、10株を標準とし、栽培面積、被害状況等に応じて標本株数を増加する。
- (2) 実測標本株は、次により抽出する。
 - ア (1)の実測標本株数に相当する数の畦を等間隔に選定し、標本株の抽出畦とする。
 - イ 当該耕地に対角線を引き、その対角線と標本抽出畦との交点に最も近い株を実測標本株とする。
- (3) 実測標本株の刈取り又は掘取り及び単当収量の算定方法は、連合会全筆抜取調査又は特定組合抜取調査に準ずる。
- (4) 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

第3章 蚕繭に係る畑作物共済の現地評価

第1 収繭量とする繭の基準

損害評価において収繭量とする繭の基準は、上繭とする。

第2 蚕児並びに桑葉の病害及び虫害

蚕児並びに桑葉の病害及び虫害は、共済責任期間中に発生したものは、すべて共済事故として取り扱うものであるが、次の蚕児及び桑葉の病害についてはそれぞれ当該各号に適合する場合にのみ共済事故として取り扱う。

なお、この場合において、加害者が判明している場合には、原則として不可避的として取り扱わない。

1 蚕児のたばこの中毒症

たばこの有害物が桑葉に附着しており、これを蚕児が食桑したときにおこるものをいい、不可避的に発生した場合に限る。

2 蚕児の薬害による生理病

薬剤が桑葉に附着しており、これを蚕児が食桑したときにおこる中毒症等の生理病をいい、農作物等の病虫害防除のため散布した薬剤が不可避的に桑葉に附着したためにおこった場合に限る。

3 桑葉の芽枯病

桑葉が不可避的に傷を受け、被害発生に至った減収に限る。

第3 桑葉の被害減収推定尺度

桑葉の災害別の減収推定尺度は、次に掲げるとおりである。

桑葉の被害に係る損害評価（損害評価要綱第3章第1節）においては、この減収推定尺度を利用することを原則とする。ただし、被害の発生態様からみて、それを適用することが著しく適正を欠くこととなるときは、行政機関、研究機関等と連絡の上、この減収推定尺度を補正して利用する。

調査にあたっては、次の事項に注意する。

(1) 検見眼の統一

調査直前に数種類の開葉期及び損傷程度の圃場を選定し、その圃場ごとの開葉期及び損傷程度の検見眼を統一する。

ア まず圃場を概観して、その開葉期と損傷程度を判定する。

イ 任意抽出の方法により抽出した10～15株について、開葉期と損傷程度を調査する。圃場において任意抽出するには、圃場の最長対角線上又はその両側に位置する桑樹から任意又は系統抽出する。

ウ アとイの結果を比較し、各人のアの判定の適否を確かめる。

(2) 統一された検見眼により、圃場ごとに判定する。なお、調査の中途において度々(1)の方法

により検見眼を再統一する。

1 凍霜害

(1) 凍霜害減収推定尺度

生育相 損傷 程度 桑葉 減収率	脱 苞 期	燕 口 期 第 1 開葉期	第 2 開葉期 第 3 開葉期	第 4 開葉期 第 6 開葉期	第 7 開葉期 以 後
1 0 % 未 満	生長点凍死 7 割未満	生長点凍死 3 割未満	葉 身 凍 死 5 割未満	葉 身 凍 死 3 割未満	凍 霜 害 な き 場 合 の 可 給 桑 量 の 損 傷 程 度 を
1 0 ～ 3 0 %	生長点凍死 7 割以上 (-1.5℃)	生長点凍死 3 ～ 7 割 (0.0℃)	生長点凍死 3 ～ 5 割 (-1.0℃)	葉 身 凍 死 3 割以上 (0.0℃)	
3 0 ～ 5 0 %	副 芽 鱗 芽 1 部凍死 (-2.0℃)	生長点凍死 7 割以上 (-1.0℃)	生長点凍死 5 割以上 (-1.5℃)	生長点凍死 5 割前後 (-1.5℃)	
5 0 ～ 7 0 %	休眠芽 1 部 凍 死 (-2.5℃)	副芽鱗芽凍死 5 割前後 (-1.5℃)	副 芽 鱗 芽 1 部凍死 (-2.0℃)	生長点凍死 7 割以上 (-2.0℃)	
7 0 ～ 9 0 %	休眠芽凍死 5 割前後	副芽鱗芽凍死 1 0 割	副芽鱗芽凍死 5 割以上 (-2.5℃)	副芽鱗芽凍死 5 割前後 (-2.5℃)	
9 0 % 以 上	休 眠 芽 ほとん ど 凍 死	休眠芽凍死 5 割前後	休眠芽凍死 5 割前後	休 眠 芽 1 部凍死	

- (注) 1 生育相は、圃場又は桑園団地ごとに、最長枝条の上方から条長の 1/3 の点にある新梢の平均値をとる。
- 2 生長点凍死とは主芽又は新梢の生長点凍死をいう。
- 3 減収率 90%以上の被害は実際にはほとんど発生しない。
- 4 () 内は百葉箱温度を示す。

ア 用語の統一

(ア) 葉身の凍死

葉面積の半分以上黒変した葉を凍死したものとする。

(イ) 主芽の生長点凍死

生長点が生長を停止したものとする。

普通生長点をそのまま、又は縦断して見たとき黄変して生気を失ったものは生長を停止する。これは被害後 2 日目位から判定できるが、相当の訓練を積みねばならない。

脱苞期のものは被害数日後、主芽を指で押さえるか縦断したとき芽の中が空になっているものは凍死したものとみなすことができる。

(ウ) 副芽鱗芽の凍死

主芽又は新梢枝条の基部が黄変したときは副芽も生長しない。又被害後数日を経過すれば凍死しないものは生長が早いいためその判定は容易である。

(エ) 休眠芽の凍死

古条の表皮の内側（じん皮膚節管部）が生気を失った部分の休眠芽は生長しない。被害が甚だしいときは、凍死しない休眠芽はほとんど急激な生長を開始するため、被害後数日を経過すればその判定は容易である。

イ 減収率の判定方法

この尺度は、被害後桑樹が平均的気象条件のもとで通常に経過し収穫延期等の対策を行わない場合の減収率を示す。減収率の20%の幅のうちどこをとるかは、損傷程度の大小及び開葉期により決定する。

ウ 尺度適用に当たっての留意点

尺度の太線に特に注意する。上の太線は葉身凍死と生長点凍死の境界線を示す。しかし、実際には桑葉が70%以上凍死すれば生長点も若干凍死するのが普通である。したがって、第2開葉期～第3開葉期において葉身凍死70%生長点凍死1割の損傷程度のときは減収率10%と換算する。

下の太線は、生長点凍死と副芽鱗芽凍死の境界線を示す。この取り扱いも上記と同様である。

また、休眠芽が5割前後凍死する被害は実際にはほとんどない。

(2) 掃立延期による凍霜害減収率の回帰尺度

凍霜害により掃立期を延期した場合に、掃立期を延期しただけ桑葉の被害は減少（回復）するので掃立延期のあった場合は次の表の回復率により(1)の「減収推定尺度」で減収率（以下「当初減収率」という。）を決めたものを修正する。

掃立延期による被害減収率の減少（回復）
掃立延期日数1日当たり2%回復

使用方法

ア 掃立延期日数＝被害により延期した掃立予定日－当初掃立予定日

イ 修正減収率＝当初減収率×[100－(2%×掃立延期日数)]

（注）当初減収率は、当初掃立予定日（平年掃立期）に対する減少率である。

2 ひょう害

(1) ひょう害減収推定尺度（春蚕期）

被害発生時期 桑葉の減収率	掃立期	1～2令期	3令期	4～5令期
3割未満	新梢の落下及び挫折 4割未満	新梢の落下及び挫折 3割未満	新梢の落下及び挫折 2割未満	新梢の落下及び挫折 殆どなく落葉 3割未満
3割以上 5割未満	新梢の落下及び挫折 4～7割	新梢の落下及び挫折 3～6割	新梢の落下及び挫折 2～5割	新梢の落下及び挫折 4割未満
5割以上 7割未満	新梢の落下及び挫折 7～9割	新梢の落下及び挫折 6～8割	新梢の落下及び挫折 5～7割	新梢の落下及び挫折 4～6割
7割以上 9割未満	新梢の落下及び挫折 9割以上	新梢の落下及び挫折 8～9割	新梢の落下及び挫折 7～9割	新梢の落下及び挫折 6～8割
皆無 (9割以上)	———	新梢の落下及び挫折 9割以上で古条の 損傷甚だしいもの	新梢の落下及び挫折 9割以上で古条の 損傷甚だしいもの	新梢の落下及び挫折 8割以上

(2) ひょう害減収推定尺度（夏秋蚕）

(伸長……×割は最終生長条に対する歩合を示す。)

被害発生時期 桑葉の減収率	伸長 2割未満	伸長 2～4割	伸長 4～6割	伸長 6～8割	伸長 8割以上
3割未満	梢端の折損 9割未満	梢端の折損 7割未満	梢端の折損 5割未満	梢端の折損 4割未満	落葉3割未満
3割以上 5割未満	梢端の折損 9割以上	梢端の折損 7～9割	梢端の折損 5～8割	梢端の折損 4～6割	落葉3～5割
5割以上 7割未満	———	梢端の折損 9割以上	梢端の折損 8～9割	梢端の折損 6～8割	落葉5～6割
7割以上 9割未満	———	———	梢端の折損 9割以上	梢端の折損 8～9割で 落葉8割内外	落葉6～8割
皆無 (9割以上)	———	———	———	梢端の折損 9割以上	落葉8割以上

3 干 害

干害減収推定尺度

(夏秋蚕専用桑及び春秋兼用桑)

被害発生 桑葉 時期 の減収率	夏 秋 蚕 専 用 桑		春 秋 兼 用 桑
	夏 蚕 期	秋 蚕 期 (夏蚕採葉後のもの)	秋 蚕 期
3割未満	枝条伸長度の短縮割合2割未満のもの	枝条伸長度の短縮割合1割5分未満のもの	枝条伸長度の短縮割合2割未満のもの
3割以上 5割未満	枝条伸長度の短縮割合2割以上3割未満で枝条伸長停止の徴のあるもの	枝条伸長度の短縮割合1割5分以上2割5分未満で枝条伸長殆ど停止したもの	枝条伸長度の短縮割合2割以上3割未満で枝条伸長停止の徴のあるもの
5割以上 7割未満	枝条伸長度の短縮割合3割以上で枝条の伸長は殆ど停止し、桑葉の落下又は枯死したものが1割未満のもの	枝条伸長度の短縮割合2割5分以上で枝条の伸長は全く停止し、桑葉は生気を失い落下又は枯死の徴のあるもの	枝条伸長度の短縮割合3割以上で枝条の伸長は殆ど停止し、桑葉の落下又は枯死したものが1割未満のもの
7割以上 9割未満	枝条の伸長全く停止して桑葉は生気を失い、落下又は枯死1割以上3割未満のもの	枝条の伸長全く停止して桑葉は生気を失い、落下又は枯死数葉におよぶもの	枝条の伸長全く停止して桑葉は生気を失い、落下又は枯死1割以上2割5分未満のもの
9割以上 (収獲皆無)	桑葉は生気を失い萎凋巻縮し、摘葉しても葉枝から樹液が漏出せず桑葉の落下又は枯死3割以上におよぶもの	桑葉は生気を失い萎凋巻縮し、摘葉しても葉枝から樹液が漏出せず桑葉の落下又は枯死数葉以上におよぶもの	桑葉は生気を失い萎凋巻縮し、摘葉しても葉枝から樹液が漏出せず桑葉の落下又は枯死2割5分以上におよぶもの

4 しんとめたまばえ

しんとめたまばえ被害減収推定尺度

被害 発生回数	被害時期 被害程度	7 月			8 月			備 考
		甚	中	軽	甚	中	軽	
1 回 発 生		5 %	3 %	1 %	1 0 %	8 %	5 %	(甚) しんを止められた条が7 0 %以上
2 回 発 生					2 0	1 5	1 0	(中) しんを止められた条が4 0 %以上
3 回 発 生					3 0	2 5	2 0	(軽) しんを止められた条が4 0 %未満

尺度使用上の注意

- (1) しんとめたまばえは7月～8月を最盛期として周期的に発生し、枝条先端の生長部位を食害し、生長が止まるがやがて数本の腋芽が伸びてくるので減収程度は比較的軽い。

- (2) この尺度を適用するには、発生回数と、これにより枝条先端が食害されて生長の止まった条数の割合により減収程度を求める。

5 水害減収推定尺度

様 態 別	被 害 状 況	減収率
(1) 浸 水	桑株まで浸水した場合	3割未満
(2) 冠 水	桑株をこえた桑条の1部又は全部浸水した場合、ただし無挙式仕立てのものは桑条の最下部の支幹を限界とし、それ以上が浸水した場合は「冠水」それ以下の場合は「浸水」とする	3～9割
(3) 土砂流入	耕土が、浸水冠水その他によって流入した場合、桑条（又は刈株）の埋まらない程度のもので復旧見込みのないもの	3～7割
(4) 埋 没	土砂流入の程度が激しく条株が全部埋まったもののうち復旧の見込みのある場合	9割以上
(5) 耕土流出	耕土が水流のため流されたが、土寄せ、耕土搬入、改植その他によって復旧の見込みのある場合	7割以上
(6) 全 壊	地形の異変、または土砂流入、埋没、耕土流出等の程度が極めて激しく復旧の見込みの全然ない場合	10割

6 潮風害減収推定尺度

桑葉の減収率	被 害 状 況
3割未満	風害による枝条折損及び桑葉の損傷又は落葉軽微にして潮風による損害僅少なもの
3割以上 7割未満	枝条折損多く桑葉の損傷及び落葉が5割内外に達するもの、又は潮風により桑葉が3割以上変色萎凋しているもの
7割以上 9割未満	枝条折損、落葉が甚だしく多いもの又は塩害により桑葉が大半枯死せるもの
9割以上	桑樹が倒伏せるもの又は大部分の枝条が折損し桑葉を残さないもの及び塩害により桑葉の9割以上枯死せるもの

7 風水害及び潮風害減収推定尺度

桑葉の減収率	被害状況
3割未満	桑葉の落下損傷7割未満 梢端の損傷6割未満
3～5割	桑葉の落下損傷7割以上 梢端の損傷6～7割
5～7割	梢端の損傷7～8割
7～9割	梢端の損傷7～8割にして枝条に損傷のあるもの
皆無	梢端の損傷9割以上にして枝条の損傷甚だしきもの

適用条件 被害発生時の枝条伸長状況は最長枝条に対し3～4割

8 風害減収推定尺度

	損傷程度						
	枝条伸長 6割未満	枝条伸長6～8割					
被害発生 桑葉の減収率 時期	7月31日	8月5日	8月10日	8月15日	8月20日	8月25日	8月30日
3割未満	9割未満	7割未満	5割未満	5割未満	5割未満	6割未満	6割未満
3～5割	9割以上	7割以上	5～9割	5～9割	5～9割	6～9割	6～9割
5～7割			9割以上	9割以上	9割以上	9割以上	9割以上

	損傷程度					
	枝条伸長8割以上					
被害発生 桑葉の減収率 時期	9月5日	9月10日	9月15日	9月20日	9月25日	9月30日
3割未満	5割未満	5割未満	5割未満	5割未満	9割未満	9割以上
3～5割	5～9割	5～8割	5～8割	5～9割	9割以上	
5～7割	9割以上	8割以上	8割以上	9割以上		

本表は単当収葉量増加曲線から最終収葉量を100%として作成した。したがってこの表はこのままでは適用できない。

9 鼠害減収推定尺度

単位：％

幹の 食害程度 \ 枝条の食害 程度	健	軽	中	甚
健	0		10～30	50～70
軽	0～10			
中	10～30		30～50	70～90
甚	50～90		90～100	100

(注) 1 表中の数値は、幹（主幹及び支幹）及び枝条ごとの食害程度の組合わせにより株単位にみた場合の桑葉の減収率である。

2 食害程度は、幹及び枝条ごとに次により判定する。

健： 食害なし

軽： 周囲3分の1未満の食害

中： 周囲3分の1以上3分の2未満の食害

甚： 周囲3分の2以上の食害

尺度使用上の注意

(1) 発芽後掃立てまでの間に発芽状態を観察し適用する。ただし、被害が甚だしいため春切りが行われる場合は、春切り前に適用する。

(2) 幹の食害程度は、主幹及び支幹に分けて、(注)2の基準に従い判定するものとするが、両者に差異がある場合には、食害程度の重い方をもって代表させる。この場合、支幹の食害程度は(3)に準じて判定する。

(3) 枝条の食害程度は、(注)2の基準に従い各枝条ごとに判定するものとするが、各枝条間の食害程度に差異がある場合には、食害程度ごとにみて枝条の本数が最も多いものをもって代表させる。

ただし、食害程度ごとにみた枝条の本数が同数の場合は枝条長を勘案して判定する。

(4) 根及び冬芽に食害が認められる場合は、根は幹、冬芽は枝条とみなしてこの尺度を適用する。

(5) 桑園ごとの減収率は、減収率別株数割合を重みとする減収率の算術平均により算定する。この場合、減収率別株数割合は、一部実測を行うことにより的確を期するものとする。

第4 箱当たり基準給桑量

箱当たり基準給桑量は、損害評価要綱第3章「蚕繭に係る畑作物共済の損害評価」において桑葉の被害により及ぼす掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数、飼育必要桑量及び買桑量の箱数換算値等を算出する基準である。

1 箱当たり基準給桑量（掃立てから上簇に至るまでに通常使用する桑葉量をいう。）の標準は次

に掲げる表のとおりである。

2 次に掲げる数量は標準的なものであるから、連合会又は特定組合は、行政機関、試験研究機関、養蚕団体等と協議の上検討し実情に応ずるよう補正して使用してもよい。ただし、補正した場合はその都度、標準表に準じて表を作成し経営局長に報告する。

箱当たり基準給桑量の標準表

蚕令	蚕期別	春 蚕 期		初 秋 蚕 期		晩 秋 蚕 期	
	日 数	箱育	防乾紙育	箱育	防乾紙育	箱育	防乾紙育
I	1		2 2 0 g		2 0 0 g		2 0 0 g
	2		5 2 0		5 5 0		5 3 0
	3		7 6 0		7 5 0		7 7 0
	小 計		1, 5 0 0		1, 5 0 0		1, 5 0 0
II	1		4 0 0 g		6 0 0 g		3 5 0 g
	2		2, 2 0 0		2, 2 0 0		2, 2 0 0
	3		2, 1 0 0		2, 0 0 0		2, 3 5 0
	小 計		4, 7 0 0		4, 8 0 0		4, 9 0 0
		半 防 乾 紙 育		半 防 乾 紙 育		半 防 乾 紙 育	
III	1		1, 2 0 0 g		2, 4 0 0 g		2, 4 0 0 g
	2		4, 7 0 0		8, 8 0 0		8, 8 0 0
	3		7, 4 0 0		8, 0 0 0		8, 0 0 0
	4		6, 0 0 0		—		1, 0 0 0
	小 計		1 9, 3 0 0		1 9, 2 0 0		2 0, 2 0 0
		条 桑 育		条 桑 育		条 桑 育	
IV	1		5 kg		4 kg		4 kg
	2		1 5		1 9		1 0
	3		2 1		2 7		1 4
	4		3 0		2 3		2 1
	5		1 9		—		2 5
	小 計		9 0		7 3		7 4
V	1		1 0 kg		3 0 kg		1 5 kg
	2		3 0		4 0		2 5
	3		4 5		5 5		3 5
	4		6 0		7 0		4 5
	5		7 0		8 0		5 5
	6		9 0		8 0		6 0
	7		8 0		4 0		7 0
	8		7 0		—		6 5
	9		3 5		—		5 5
	10		—		—		2 0
	小 計		4 9 0		3 9 5		4 4 5
合 計			6 0 5. 5 kg		4 9 3. 5 kg		5 4 5. 6 kg

(注) 春蚕期における数量は全芽量、初秋蚕期及び晩秋蚕期における数量は全葉量である。

第5 繭の実測又は検見による調査方法

1 組合等を行う全戸調査の方法

組合等を行う全戸調査は、原則として次に示す方法によるが、必要に応じ連合会又は特定組合で調査方法を定めて統一した方法で行ってよい。ただし、連合会又は特定組合で調査方法を代える場合は、組合員等ごとの見込収繭量の推計分散（誤差率）±5%以内にとどまりうると推定される方法をとる。

(1) 損害評価の時期

損害評価の時期は、組合員等の簇からの繭はずしの日を原則とする。しかし、調査労力の配分上の都合や、組合員等の繭はずしの日が何日かにわたる場合もあることから、組合員等の繭はずし前に調査することもやむを得ないが、できるだけ繭はずしの前々日以内とする。

(2) 調査事項と調査方法

ア 総簇数

(ア) 簇の種類規格ごとに営繭中に簇数をもれなく数える。

(イ) 簇の極めて少ない（10枚以下）簇種及び遅れ蚕や這い出し蚕を別に集めて上簇してある場合は、標本簇の抽出対象から除外する。ただし、これらの簇は、標本簇の対象となる簇の規格に合わせた枚数に見積もり、総簇数の算出に加える。

イ 抜取簇数

種類 \ 総簇数	50枚まで	51～100	101～200	201枚以上
回転簇	5	6	7	8
改良簇	6	7	8	9
在来簇	7	8	9	10

（注）回転簇は、1簇（組）10枚をもって構成している場合は10枚と数える。

ウ 簇の抜取方法

(ア) 簇の種類規格ごとに、標本簇を抽出する。

(イ) 簇の抽出はできるだけ任意抽出とし、抽出位置が偏らないように注意する。

エ 平均単繭重を調査する場合

標本簇から外した上繭を30粒以上とり測定し、平均を求める。

オ 見込収繭量の算出方法

(ア) 実測調査

a 総簇数（実測）×平均簇当たり収繭量（実測）

b 総簇数（実測）×平均簇当たり営繭粒数（実測）×平均単繭重（実測）

(イ) 検見調査

a 総簇数（実測）×平均簇当たり収繭量（見積り）

b 総簇数（実測）×平均簇当たり営繭粒数（実測）×平均単繭重（見積り）

(注) 平均蔭当たり収繭量の調査を蔭の尺坪当りに代える方法もある。尺坪で行う場合は、抽出蔭の繭の分布が平均的なところを抽出する。

カ 繭乾燥歩留り率

オで算出された収繭量は、調査日時から出荷日時までの日時に応じて、次表の繭乾燥歩留り率により修正しても差し支えない。

繭 乾 燥 歩 留 り 率

		調査時から出荷時までの時間											
		6 時間	1 2	1 8	(翌日) 2 4	3 0	3 6	4 2	(2 日後) 4 8	5 4	6 0	6 6	(3 日後) 7 2
上調 蔭査 時 日 か ま ら で の 日 数	5 日目	99.4	98.8	98.3	97.8	97.3	96.9	96.5	96.1	95.8	95.5	95.3	95.0
	6 "	99.5	99.0	98.5	98.3	98.0	97.7	97.4	97.2	97.0	96.9	96.8	96.7
	7 "	99.7	99.4	99.1	98.9	98.7	98.5	98.4	98.4	98.3	98.3	98.3	98.3
	8 "	99.8	99.7	99.6	99.5	99.4	99.4	99.4	99.4	—	—	—	—
	9 "	99.9	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—

(修正見込収繭量＝見込収繭量×繭乾燥歩留り率)

2 組合等又は連合会が行う抜取調査の方法

組合等又は連合会が行う抜取調査は、組合等の行った全戸調査（実測又は検見による調査）の対象となった組合員等のうち、組合等にあつては5組合員等以上、連合会にあつては1組合等当たり3組合員等以上を任意抽出することを原則とし、被害態様により抜取数を増加する。その他、損害評価の時期、調査事項と調査方法は、1に準じて行う（様式例5号及び6号又は例7号及び8号）。

別表 1 の(1)

連合会全筆抜取調査の組合等別抜取調査筆数

組合等ごとの抜取調査筆数は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと、引受方式ごと（組合等が全筆調査の単位を半相殺方式及び一筆方式とした場合は、組合等と同様の単位ごと）に、組合等で全筆調査等の対象となった筆数に応じて、下表のとおりとする。ただし、同一の組合等内において、同一の共済目的の種類に属する 2 以上の畑作物共済の共済目的の種類等について連合会全筆抜取調査を実施することとなる場合は、当該畑作物共済の共済目的の種類等ごとの抜取調査筆数は、それぞれ下表に掲げる抜取調査筆数の 3 分の 2 に相当する数とする。

全筆調査対象筆数	抜取調査筆数
1 0 0 筆以下	2 0 筆
1 0 1 ～ 1 5 0	2 1
1 5 1 ～ 2 0 0	2 2
2 0 1 ～ 2 5 0	2 3
2 5 1 ～ 3 0 0	2 4
3 0 1 ～ 3 5 0	2 5
3 5 1 ～ 4 0 0	2 6
4 0 1 ～ 4 5 0	2 7
4 5 1 ～ 5 0 0	2 8
5 0 1 ～ 5 5 0	2 9
5 5 1 筆以上	3 0

別表 1 の(2)

特定組合抜取調査の評価地区別抜取調査筆数

評価地区ごとの抜取調査筆数は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと、引受方式ごと（全筆調査の単位を半相殺方式及び一筆方式とした場合は、同様の単位ごと）に、評価地区で全筆調査等の対象となった筆数に応じて、下表のとおりとする。

全筆調査対象筆数	抜取調査筆数
5 0 筆以下	1 0 筆
5 1 ～ 7 0	1 5
7 1 ～ 1 0 0	2 0
1 0 1 ～ 1 5 0	2 1
1 5 1 ～ 2 0 0	2 2
2 0 1 ～ 2 5 0	2 3
2 5 1 ～ 3 0 0	2 4
3 0 1 ～ 3 5 0	2 5
3 5 1 ～ 4 0 0	2 6
4 0 1 ～ 4 5 0	2 7
4 5 1 ～ 5 0 0	2 8
5 0 1 ～ 5 5 0	2 9
5 5 1 筆以上	3 0

別表 2

ばれいしょの土砂引き率

ばれいしょの土砂引き率は、現地調査時における抜取調査筆の土壤水分含有状況及び土質に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、抜取調査筆の掘取りいも5キログラム程度について、水洗い等を行い、土砂引き率を定め、その率を使用しても差し支えない。

連合会は、土砂引き率とその適用方法についてその組合員たる組合等を指導するものとする。

土質 \ 土壤水分含有状況			
	軽	中	甚
砂土 ～ 砂壤土	1 %	2 %	3 %
壤土 ～ 植壤土	2	3	6
植 土	3	9	12

(注意) 1 土壤水分含有状況の「軽」とは適度に湿気を帯びている一般的状態を、「中」とは土壤が湿っている状態を、「甚」とは土壤が著しく湿潤となっている状態をいう。

2 土質の区分については、細土（粒径2ミリメートル以下）に含まれる粘土（粒径0.01ミリメートル以下）の含有量により、次のとおり区分されている。

砂 土	粘土含有量	12.5パーセント未満
砂壤土	〃	12.5～25.0
壤 土	〃	25.0～37.5
植壤土	〃	37.5～50.0
植 土	〃	50.0パーセント以上

3 本表は、北海道農業共済組合連合会が、畑作物共済の試験実施の一環として調査した結果をもとに作成したものである。

別表 3

ばれいしょの早掘り収量換算係数

ばれいしょの早掘り収量換算係数は、現地調査時から通常の収穫適期までの日数に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、連合会又は特定組合は、都道府県及び関係機関等の意見を聴く等により、早掘り収量換算係数を定め、経営局長と協議の上、その率を使用するものとする。

連合会は、早掘り収量換算係数とその適用方法についてその組合員たる組合等を指導するものとする。

現地調査時から収穫適期までの日数	30日	29日	28日	27日	26日	25日	24日	23日	22日	21日
日数別早掘り収量換算係数	2.380	2.334	2.288	2.242	2.196	2.150	2.104	2.058	2.012	1.966
現地調査時から収穫適期までの日数	20日	19日	18日	17日	16日	15日	14日	13日	12日	11日
日数別早掘り収量換算係数	1.920	1.874	1.828	1.782	1.736	1.690	1.644	1.598	1.552	1.506
現地調査時から収穫適期までの日数	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
日数別早掘り収量換算係数	1.460	1.414	1.368	1.322	1.276	1.230	1.184	1.138	1.092	1.046

(注) 1 現地調査時から通常の収穫適期までの日数が31日以上の場合は、2の回帰式を適用し、早掘り収量換算係数を算定すること。

2 本表は、昭和53年度の「損害評価関係の研究調査」として、兵庫県、岡山県、長崎県及び鹿児島県の各農業共済組合連合会が調査した資料から次の回帰式を求め、作成したものである。

$$Y = 1.000 + 0.046X$$

Y：早掘り収量換算係数

X＝現地調査時から通常の収穫適期までの日数